

神戸市とアマタグループとの持続可能なエコシステム社会の 構築に向けた連携協力に関する協定書

神戸市とアマタグループは、相互に連携・協力し、資源回収ステーションの展開や産学官の連携を通じて、持続可能なサーキュラー・エコノミーの推進や地域共生社会の実現に向けた取組を強化する観点から、パートナーとして協働する枠組みを構築するため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 アマタグループとは、次に掲げる持株会社及び事業子会社を指す。

- （1） アミタホールディングス株式会社
- （2） アミタ株式会社
- （3） アミタサーキュラー株式会社
- （4） AMIDAO 株式会社

（契約主体）

第2条 本協定は、神戸市（以下、「甲」という。）及びアマタホールディングス株式会社（以下、「乙」という。）の合意をもって、有効に成立するものとする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 産学官連携によるサーキュラー・プラットフォームの構築に関すること
- （2） 循環型社会形成の促進に資する環境整備に関すること
- （3） 資源回収ステーションにおける多様な活動の実施を通じた、健康寿命の延伸、多世代の社会参加の推進、互助共助の関係性の育成等に関すること
- （4） その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第6条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月27日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
市長 久元 喜造

乙 京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル
秋野々町535番地
アマタホールディングス株式会社
代表取締役 熊野 英介